



# 報 告 書

令和6年度民生教育常任委員会管外行政調査及び研修を令和6年7月2日(火)から4日(木)まで実施いたしましたので、その概要を次のとおり報告いたします。

令和6年8月1日

名取市議会 議長 長南 良彦 様

民生教育常任委員会

委員長 小野寺 美穂



## 記

- 1 期 日 令和6年7月2日(火)～4日(木)
- 2 視 察 先 (1)熊本県荒尾市  
(2)福岡県北九州市  
(3)福岡県福岡市
- 3 参 加 者 (1)委 員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友 康信  
委 員 阿部 正義 委 員 佐藤さやか  
委 員 佐藤 繁樹 委 員 熊谷 克彦  
委 員 長南 良彦  
(2)執行部 教育部理事兼学校教育課長 高橋 大介  
(3)事務局 主 事 高橋 桃花
- 4 行 程 別紙のとおり
- 5 調査事項 別紙のとおり

# 令和6年度 民生教育常任委員会管外行政調査及び研修行程表

	行 程	宿 泊	視察自治体	調査事項
7月2日 (火)	<p>【集合 午前6時30分 仙台空港2階 ANAカウンター前】</p> <p>ANA3110便 / IBEX010便 福岡地下鉄空港線快速            仙台空港 ⇒⇒⇒ 福岡空港 ⇒⇒⇒ 博多            7:35 9:45 10:09 10:14 10:26</p> <p>JR鹿児島本線(羽犬塚行) 鹿児島本線 タクシー(5分)            ⇒⇒⇒ 鳥栖 ⇒⇒⇒ 荒尾 -----            11:02 11:10 11:58 (昼食)</p> <p>荒尾市役所 タクシー(5分)  <b>荒尾市議会視察</b> ----- 荒尾 ⇒⇒⇒ 久留米            13:30~15:30 15:32 16:13 16:26</p> <p>さくら564号 (新大阪行) 徒歩(5分)            ⇒⇒⇒ 小倉 ----- ホテル            17:01</p>	<p>西鉄イン小倉</p> <p>〒802-0003            北九州市小倉北区米町1-4-11            (電話: 093-511-5454)</p>	<p>熊本県荒尾市</p> <p>人口 49,411人 (R6.5.1)            面積 57.37km<sup>2</sup>            住所 荒尾市宮内出目390番地            電話 0968-63-1628</p>	<p>中学校フリースクール事業について</p>
7月3日 (水)	<p>タクシー(5分) 北九州市役所→アレアス タクシー(15分)            小倉 ⇒⇒⇒ <b>北九州市議会視察</b> ----- 小倉            9:30~11:00 11:44</p> <p>JR鹿児島本線(鳥栖行) タクシー(5分)            ⇒⇒⇒ 博多 ⇒⇒⇒ 天神 ----- ホテル            12:58 13:05 13:11 (昼食)</p>	<p>DELstyle福岡西中洲</p> <p>〒810-0002            福岡市中央区西中洲1-9            (電話: 092-409-3155)</p>	<p>福岡県北九州市</p> <p>人口 910,999人 (R6.5.1)            面積 492.5km<sup>2</sup>            住所 北九州市小倉北区内1番1号            電話 093-582-2632</p>	<p>ヤングケアラーに対する支援について            障がい者スポーツセンターアレアスについて</p>
7月4日 (木)	<p>タクシー(5分) 福岡市役所 徒歩(5分)            天神南 ----- <b>福岡市議会視察</b> ----- 天神            9:45 10:00~12:00 12:21</p> <p>福岡地下鉄空港線(福岡空港行) ANA3117便 / IBEX017便            ⇒⇒⇒ 福岡空港 ⇒⇒⇒ 仙台空港            12:32 16:30 18:15            (昼食)</p>		<p>福岡県福岡市</p> <p>人口 1,651,690人 (R6.5.1)            面積 343.47km<sup>2</sup>            住所 福岡市中央区天神一丁目8-1            電話 092-711-4743</p>	<p>認知症ライフサポートワー            カー養成研修事業について</p>
議員等連絡先	<p>①委員長 小野寺美穂 ⑤委員 佐藤 繁樹            ②副委員長 大友 康信 ⑥委員 熊谷 克彦            ③委員 阿部 正義 ⑦委員 長南 良彦            ④委員 佐藤さやか</p>	<p>執行部随行動 学校教育課 課長 高橋 大介            事務局随行動 議会事務局 主事 高橋 桃花</p> <p>宮城県名取市議会事務局            TEL:022-384-2109(直通)、FAX:022-384-9670            E-mail:gikai@city.natori.miyagi.jp</p>		

# 令和6年度 民生教育常任委員会管外行政調査及び研修の総括

民生教育常任委員会  
委員長 小野寺美穂

実施期間： 令和6年7月2日（火） ～ 4日（木）

調査先・テーマ： 1 熊本県荒尾市 「中学校フリースクール事業について」  
2 福岡県北九州市「ヤングケアラーに対する支援について、  
障がい者スポーツセンター アレアスについて」  
3 福岡県福岡市 「認知症ライフサポートワーカー養成研修事業について」

## 研修の総括：

今年度より、常任委員会で実効性のある政策提案を行う目的で年間活動計画を立てた。

今年度の調査項目としては

- ①ひきこもり現象の対応について
- ②高齢者福祉政策の課題について
- ③不登校対策問題について

の3点である。

その観点から、今回の行政視察項目、視察先を選定し実施したところである。

熊本県荒尾市では、調査項目③に関して「中学校フリースクール事業」、  
福岡県福岡市では、調査項目②に関して「認知症ライフサポート養成研修事業」、  
また、福岡県北九州市では、その他の所管事務であるところの「ヤングケアラーに対する支援」「障害者  
スポーツセンター アレアス」について調査を行った。

マンパワーと予算が、いずれの施策にもついて回る課題である。

実際の取り組みを現地で聞くことは、資料を読むだけではわからない実感というか、肌合いのようなものがある。

説明いただいた経験と事例を参考に、本市での実情を鑑みながら、政策提案に取り組んでまいりたい。

# 管外行政視察報告書

報告者：熊谷 克彦  
佐藤 さやか

**調査項目：**中学校フリースクール事業について

**日時：**令和6年7月2日（火）午後1時から3時30分

**場所：**熊本県荒尾市役所

**市の概要：**総面積：57.37平方キロメートル

人口：48,821人（令和5年10月1日現在）

荒尾市は昭和17年4月1日荒尾町・平井村・有明村・八幡村及び府本村の5カ町村が合併し市制が執行されている。また、昭和30年7月20日、清里村の一部を編入している。

気象は、年間平均気温16.3℃、年間積算降雨量は、約1,780mmで、風向きは北西が最も多く、降雪も少なく、季節風もあまり強くない、温暖な気候と四季の変化に富んだ住みよい風土である。

荒尾市が目指す将来像を「人がつながり幸せをつくる快適未来都市」と定め、「切れ目のない充実した子育て環境をつくる」、「誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる」、「雇用の確保と所得の向上で安定した暮らしをつくる」、「あらおファンをつくるとともに、移住しやすい環境をつくる」、「先進的で持続可能なまちをつくる」の5つのプロジェクトを推進している。

## 調査内容：

中学校フリースクール事業について

- (1) 実施に至る経緯について
- (2) 具体的内容について
- (3) 実施による効果について
- (4) 今後の課題について

## 【説明者】

荒尾市議会	議長	濱崎	英利	氏
荒尾市議会	事務局長	田代	英之	氏
教育委員会教育審議員兼学校教育課	課長	大塚	真史	氏
教育委員会教育振興課	課長	満永	一	氏
教育委員会	教育長	浦部	眞	氏

## 1 不登校支援の背景

荒尾市では、「不登校0」「いじめ見逃し0」の学校づくりを目指し、学校、教真委員会をはじめとした関係機関、保護者、地域との連携を深めて取り組んでいる。

不登校児童生徒のサポート機関として、平成22年度から校外教育支援センターを開設し、学校復帰の支援をしている。(令和4年度の通級者は15名)また、同じく平成22年度から、心の教室相談員を各中学校に1名ずつ配置し、その取組を継続している。さらに、平成23年度からは、教育委員会にスクールソーシャルワーカー(SSW)を1名配置して各学校への支援の充実を図ってきた。

平成26年度に不登校生徒数が過去最多の87名を記録している。この頃、市の中学校では生徒指導上、指導が困難な時期を迎えており、中学校だけでも不登校生徒数は69名となっている。その後、学校が落ち着きを取り戻すのに比例して不登校数も減少するが、平成29年度を境にまた増加傾向に入る。

この頃に増加してきたのが、「何となく行きたくない」といった無気力型の不登校や、発達障害を起因とする不登校、家庭背景を起因とする不登校などであった。

そこで令和2年度、不登校児童生徒の社会的自立を目的に、新規に国・県の指定を受け、当時最も不登校生徒が多かった荒尾第三中学校に校内教育支援センター(ハートフルルーム)を設置した。さらに、同校を荒尾市研究指定校に指定して、取組を市内全校に周知し、令和4年度には市内3つの全中学校へのハートフルルームの設置を行った。また令和6年度より小学校の拠点校として桜山小学校内にハートフルルームの設置を行い、環境備等の準備を進めている。

## 2 具体的活動内容

### ○心の教室相談員等連絡会議

年間4回開催。不登校状況の情報交換や学校と心の教室相談員、市SSW、学校と外部関係機関との連携強化を図る。

第1回は各校管理職等、市教委SSW、市すこやか未来課、キッズ・ケア・センター、荒尾市教育委員会担当者、スリースクールソフィア、教育事務所SSW等が参加し、各機関の支援内容について共通理解を図る全体会議を行う。

第2回～第4回は各校管理職等、市教委SSW、教育事務所SSW、教育支援センター指導員、心の教室相談員が参加する研修会を実施している。

#### ○校外教育支援センター（小岱教室）

不登校状態にある児童生徒を対象に、常時2名（全3名）の指導員が午前9時から午後3時まで、学習指導や生徒指導、コミュニケーション能力育成、教育相談等を行い、社会的自立を支援している。本年度は現在12名（中学生10名、小学生2名）が在籍している。（令和6年5月末現在）

#### ○校内教育支援センター（ハートフルルーム）

不登校状態にある子どもたちを対象に、常時2名の指導者（教員免許保有者）が午前8時20分から午後4時20分まで、来室した児童生徒ばかりではなく、自宅にいてなかなか登校できない生徒を迎えに行き、登校を促したり、家庭で教育相談を行ったりするなど「アウトリーチ型」の取組をしている。

支援内容は、小岱教室と同様であるが、普通教室が近くにあるため、学校の生活リズムや学習の雰囲気を感じながら自分たちのペースで活動することができる。また、小岱教室に通級していた生徒が普通教室に戻るための「準備教室」としての機能も果たす。現在、4つのハートフルルームで合計40名が活用している。（令和6年5月末現在）

全てのハートフルルームに1台ずつ公用車を配置している。（荒尾三中は購入、海陽中と四中はレンタル。）家から押し出す力が十分でない家庭に対して、送迎等のアウトリーチ型支援を行う。

公用車はハートフルルームの指導員だけでなく、全ての教職員が利用可能としている。また、ハートフルルーム通級児童生徒だけでなく、全ての生徒の支援に利用することができるようにしている。

全てのハートフルルームに1台ずつ公用の携帯電話を配置している。ハートフルルームに通級する児童生徒が直接ハートフルルームの指導員と連絡をとることができるようにしており、学校に電話をすると先生が電話に出ってしまうため電話をかけることが難しいといった児童生徒も気軽に電話をすることができるようになっている。

全てのハートフルルームでそれぞれの中学校区内の小学生の受け入れを行っている。ハートフルルームに通級している中学生の弟妹なども一緒に通級することを想定している。また、小学6年生の最後にハートフルルームに通級することで、中学校入学をスムーズに迎えることができるようにすることも想定している。

指導員は2名ずつ配置している。教員免許および学校での勤務経験、そしてアウトリーチ型支援のための普通自動車免許を必要条件としている。中には養護教諭経験者や管理職経験者もあり、不登校や発達障害等をもつ児童生徒への支援の在り方に精通しているため、担任等への助言も可能となっている。

### 3 支援の成果と課題

#### ◎ 成果

- ・教育支援センターに通級し、中学校を卒業した生徒の多くが高校に進学し、ほぼ無欠席で登校することができている。
- ・アウトリーチ型支援により、家から出ることが難しかった生徒も通級することができるようになった。
- ・校内教育支援センターの利用が 40 名おり、教室に入ることができない児童生徒の社会的自立に向けた新たな居場所となっている。

#### ● 課題 1

中学校の不校生徒数が減少するのに反比例して小学校の不登校児童数が増加傾向である。

→ 対策

- ・特別支援教育支援員を増員し、(令和 3 年度 43 名→令和 4 年度 47 名→令和 5 年度 50 名) 支援の幅を拡げている。
- ・令和 6 年度から桜山小学校内に小学校拠点のハートフルルームを設置する。

#### ● 課題 2

教育支援センターの指導員間での方針の細かな違いが見られることがあった。

→ 対策

- ・定期的に研修会を開くことで指導員間の方針の統一を図る。

#### 質疑：

Q：小岱教室（校外教育教育支援センター）とハートフルルーム（校内教育支援センター）との連携・協力体制は。

A：学校に行くのは難しいという児童生徒は小岱教室に通う。その後次の段階として、中学校にあるハートフルルームを利用しようということになる。徐々に通うことができるように指導している。その間教育委員会、学校との情報共有を行い、なじんできたら学校に行ける連携協力をしている。

Q：少しずつステップアップしていくというイメージであるが、はじめからハートフルルームに通うに事例は。

A：家庭の関係で送迎が困難な方もいる。このような場合は、送迎のあるハートフルルームを利用する場合もある。自宅にいる生徒を迎えに行くことで登校を促すということができると考えている。

Q：生徒を迎えに行く等アウトリーチ型の取り組みは大変すばらしい。その中で先生、指導員の生徒に対する各々の役割は。

A：まず、指導員と先生はしっかりと連携協力体制をとる。指導員は、登校できない生徒を迎えに行き登校を促したりしている。送迎等については家庭の保護者と連絡調整をしている。中学校にハートフルルームがあることにより、中学校の先生がハートフルルームへ行き、授業（補習）を行う場合もある。校内にあるということで学級担任と教科の先生がいつでもルームに行けるという環境にある。このことが安心感の醸成に繋がっていると考えている。

Q：ハートフルルームで、指導員がみている児童生徒数は何人ぐらいか。

A：現在4つのハートフルルームで40名いる。1つのルームで10名程度。常時2名指導員がいる。生徒が来るのは自分のペースでくるので常時10名いるということではない。5～6人程度である。また、一人の指導員が迎えにいけば、もう一人の指導員がルームにいる。2人で連携しながら対応している。

Q：指導員の確保をどのようにしているか。

A：教育委員会では特別支援教育支援員を小学校・中学校に配置している。令和5年度は50名。当初はそこから教員免許をもっている方で、ハートフルルームで指導できそうな方を選抜して2名配置した。また、元校長で本市の指導主事を務めていた方が退職したので指導員をお願いする等、人材の確保に努めている。

Q：アウトリーチ型の支援は素晴らしい。公用車で送迎している児童生徒数は

A：4校全体で40名ぐらいいるが約25名が利用している。また、指導員の考え方でできるだけ自分の力で通うよう指導している学校もある。一方、生徒の求めに応じて送迎している学校もある。公用車は、各学校に1台ずつ配置している。

Q：生徒自身が家から出たくない場合、具体的にどのように対応しているか。

A：学級の担任やスクールソーシャルワーカーが家庭とつながりを持ち、希望を聞きながらハートフルルーム等に誘っている場合もある。粘り強く対応しているが、必ずしも全員ハートフルルームに通えるようになっているということではない。

Q：ハートフルルーム等で何かのきっかけで通えるようになったという具体事例は。

A：具体的な例であるが、ルービックキューブが好きな子がいてハートフルルームでもずっと行っていた。それを周りの生徒が認めて、自分に自信を得て通えるようになり高校に進学した生徒もいる。ハートフルルームに通っている生徒が、自分で時間割を作り自主的に取り組むことができるようにな

った。それを学習にも生かことができるし、高校に進学した場合はいろいろなことができることなど指導している。実際に高校に通うことができるようになってきている生徒もいる。生活のリズムを作ることが一番大事である。家から出て、社会の中に触れる。集団の中で行動する。このようなことができるよう少しずつ粘り強く対応する。

Q：小中学校の不登校数 75 名、校内教育支援センターの利用 40 名となっているが、残りの 35 名についての対応は。

A：小学生 34 名、中学生 41 名となっているが、30 日以上欠席の場合は不登校となり、30 日以上の欠席がある生徒でも学校等に通っていたりハートフルルーム等に通っていたりする場合もある。データ上、30 日以上の欠席がある児童生徒は不登校にカウントされる。なお、傾向として小学生で不登校の傾向がある場合、中学生になっても不登校の傾向がある。ハートフルルームがある小学校が、現在 1 校のみである。今後ニーズがあるのかどうか、増やしていけるかどうか探っていきたい。家から押し出す力がないと、小岱教室やハートフルルームに出にくいということがある。スクールソーシャルワーカーや学校の担任の関わりの中で家から出られるような状況をつくらなければならないご家庭もある。また、子供たちが学びに向かう力、学校に行ってみようという気持ちを高めることも大切である。現在、いろいろなケースがあり、こうすれば全部うまくいく、どの子にもあてはまるという指導方法はない。小学校のハートフルルームは増やしていきたいと考えている。

Q：指導員が生徒を送迎する場合、事前の調整を行っていると思うが、家族が立ち会って送り出すのか。

A：携帯電話で生徒や保護者と事前にやり取りをしている。保護者がいなくても生徒を送迎する場合もある。

Q：ハートフルルームで、生徒が今日何をするか、何を勉強するのか、雰囲気づくりなどはどのように行っているか。

A：ハートフルルームでは、学習等、自主的な取り組みを尊重している。教室内で勉強等をする。カードゲームをする。楽しく一緒に過ごす。指導員とお話しをする。このような中でコミュニケーションを取りながら成長を促し、通えるよう導く。

Q：ハートフルルームに通っている生徒の登校やルームでの状況は。

A：生徒が毎日決まって登校しているということではない。生徒のペースに合わせている。過ごし方は勉強やゲーム等、自主的な取り組みを尊重している。

Q：児童生徒の指導要録上、出席扱いにするか否か。

A：ハートフルルームは学校内にあるので出席扱いとしている。小学生も中学校のハートフルルームに行けば出席扱いである。

Q：中学校のハートフルルームに小学生が通うことについて。

A：小学校にハートフルルームが無かったので中学校のハートフルルームに通うということである。小学生の先生が、中学校のハートフルルームに行き児童の様子をみるということも行っている。

Q：児童生徒を送迎するという事業開始にあたって、自宅でのオンライン学習をどのように検討したのか。

A：社会性を身に着け、人との関わりや集団の中での関わり等、自分が社会の中での一員であることを自覚させることも大事である。社会的自立に向けては、オンラインの授業よりハートフルルームの方が効果は高いと考えている。

Q：令和6年度からハートフルルームは、文部科学省の補助金を活用しているが、事業開始当時の財源は。

A：令和2年度からの事業開始時の財源は一般財源である。

Q：児童生徒にはそれぞれの家庭環境があり、それぞれ個性を有している。また、人によっては愛着障害等を有している児童生徒もいると思われる。ハートフルルームの児童生徒にはどのような特質を有しているのか。

A：愛着という視点で考えると課題があると思われる児童生徒もいる。小さな赤ちゃんが生まれて、年齢が離れ、愛着に何らかの支障があるのではないかと感じた生徒もいる。学校の中では、そのような家庭環境について情報を共有して対応している。

## 考察：

荒尾市教育委員会における不登校への対応は、アウトリーチ型支援という理念で実施している。各中学校にハートフルルームを設置し、教員免許を有している指導員2名を配置している。さらに、公用車を配置し生徒の送迎を行っている。不登校は、児童生徒や保護者が不安や悩みを抱え葛藤している場合もあるのではないかと考えたとき、まずはこの厚い支援は、児童生徒及び保護者への安心感の醸成につながるものと思われる。

特に、教員免許を有している指導員を2名配置していることも重要と捉えたところである。様々なケースがあり、何人がいれば十分ということでないが、教員経験を生かし生徒に寄り添い、自主的な取り組みができるように導いている。児童生徒の成長につなげ、高校にもいけるようになっている例もある。指導員経験を生かした指導が導いたのでないかと思慮する。指導員2名を配置し

きめ細やかな対応を行っていることも成果をあげている要因と思われる。ハートフルルームでの学習やゲーム等を行いながら、人とのつながりやコミュニケーションを学び、自主的な取り組みに向き合いながら成長を促している。ハートフルルームの重要性を認識したところである。

公用車で児童生徒の送迎を行っているが、通いやすい環境整備という視点では大変重要と思われる。公用車で迎えにくるからルームに通うという生徒がいるという実情を踏まえたとき、生徒が社会とのつながりを感じる大変有効な施策と思われる。

不登校については様々な要因があり、今後も増加すると思われるが、その子自身に寄り添い、その子のペースで成長を促し、その子が主体的自立できるよう支援を行い、その子にとっても保護者にとってもアウトリーチ型ハートフルルーム事業は大変有効な施策であると認識をした。本市の不登校児童生徒への対応にかかる有効な施策の一つとして提言等を行っていきたい。

以上



▲研修の様子



▲荒尾市役所前にて

# 管外行政視察報告書

報告者：大友 康信  
佐藤 繁樹

調査項目：ヤングケアラーに対する支援について

障害者スポーツセンターエリアスについて

日時：令和6年7月3日 午前9時30分～11時

場所：北九州市役所及び北九州市障害者スポーツセンター エリアス

市の概要：面積 492.50 km<sup>2</sup>

人口 939,029人（2022年10月1日現在）

（推計人口 910,516人 令和6年6月1日）

世帯数 436,245世帯

北九州市は、関門海峡を隔てて本州に面した九州の最北端に位置し、1963年に5市が合併し誕生した九州初の政令指定都市。門司区・小倉北区・小倉南区・若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区の7つの行政区で構成されており、中心市街地である小倉駅は、九州の玄関口としてすべての新幹線が停車し、利便性にも優れている。

世界に誇る環境や産業の技術集積や空港・港湾などの都市基盤を有する一方、日本三大カルスト台地のひとつである平尾台や眺望の素晴らしい皿倉山など、自然を近くに感じることができる都市であり、令和4年3月30日に、日本新3大夜景都市第1位に輝いている。

## 調査内容：

- ヤングケアラーに対する支援について
- 障害者スポーツセンターエリアスについて
  - 実施及び設立に至る経緯について
  - 具体的内容について
  - 実施及び設立による効果について
  - 今後の課題について

## 【説明者】

北九州市子ども家庭局	子育て支援部母子保健担当課長	中原 尚子 氏
	児童虐待防止担当課長兼務同担当係長	大和由希子 氏
北九州市保健福祉局	障害者福祉部障害福祉企画課長	樋口 聡 氏
	障害福祉企画課 共生社会推進係長	若松 和幸 氏
	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	
	北九州市障害者スポーツセンターエリアス	
	スポーツ指導担当係長	山下 悟 氏

## 1. ヤングケアラーに対する支援について

### (1) ヤングケアラー支援の取組みと経緯

「ヤングケアラー」とは、家事や家族の世話、看病、介護、感情面サポートなどを日常的に行っていて、本来、大人が担うようなケア責任や負担を引き受け、その重さにより、学業や友人関係などに影響が出ている18歳未満の子どものことをいう。

- ・令和2年度当初に、教育委員会、保健福祉局、子ども家庭局による「ヤングケアラー関係課長会議」を設置・開催。この会議は、同年10月から年1～2回開催している。
- ・同年12月～令和3年3月 厚生労働省のヤングケアラー実態調査(中高生の調査)
- ・厚生労働省より令和3年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業において、多機関・多職種携によるヤングケアラー支援について示される。
- ・教育関係者、ケアマネージャー、保育士などに「ヤングケアラーの早期発見、ニーズ把握に関するガイドライン」を配布。市のホームページ、市政だより、人権啓発情報誌などを通じた啓発や相談窓口(区役所、子ども家庭相談コーナー)の周知。
- ・厚生労働省作成のヤングケアラー啓発チラシを学校、関係機関へ配布。
- ・議会でも複数の議員から質疑を受け、令和4年5月「北九州市ヤングケアラー相談支援窓口」を設置した。
- ・ヤングケアラーに関わりのある専門職等への研修会の開催、出前研修の実施
- ・令和5年10月からは、ヘルパー派遣ができるようにヤングケアラー支援訪問事業開始。介護保険等とつながるまでヘルパー派遣ができるようにする事業。
- ・令和6年4月からは、子育て世帯訪問支援事業開始。

### (2) ヤングケアラー相談支援窓口と具体的な取組み

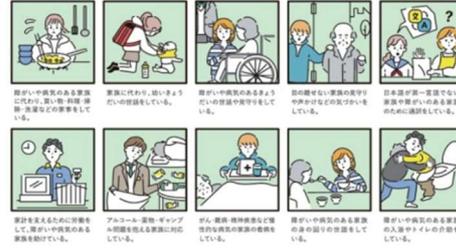
- ・ケア責任や負担を抱えているヤングケアラーの早期発見と子どもたちを支えるため、令和4年5月に、北九州市の7つの行政区のほぼ中央に位置する戸畑区にある複合施設「ウェルとばた」の2階にヤングケアラー相談支援窓口を開設した。
- ・利用できる対象は、市内在住のヤングケアラー本人とその家族、関係機関。
- ・受付は火曜から土曜の10時30分から18時30分。
- ・相談は無料(通話料通信料は自己負担あり)。
- ・電話やメールで、相談を受けてから面談をする。
- ・相談窓口での対応は、社会福祉士の資格を持ったコーディネーターが、本人や家族から具体的な悩みを聴き、利用できる公的サービス(障害、福祉サービスや介護保険、サービス等)について案内をすることで、精神的な悩みや負担、ケアの負担軽減を目指している。
- ・初回の面談では、マンツーマンによるカウンセリングにより、悩みや不安の解消に向けた支援をする。次に学校や家庭への訪問や関係機関等への手続き、案内をするアウトリーチ支援。また、他機関との連携や情報提供等で対応する。
- ・相談支援窓口を学校、医療機関、保育所、民生委員、児童委員等へ周知している。



北九州市ヤングケアラー相談支援窓口

## ヤングケアラーについて

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



( 資料画像は HP より抜粋 )

### (3) 効果

- ・ 公的施設に子どもが1人で相談をするというのには少しハードルが高いのか、件数としては多くはないが、もともとのケアが必要な人々を、公的サービスにつなげることができている。
- ・ 悩んでいる子どもたちの相談窓口があることが周知されることにより、相談ができる場所があると知るだけで、子どもたちにとっては心強く、心の拠り所となっているのは間違いない。
- ・ 相談内容は、「家族の支援が大変で悩んでいる」「何か使えるサービスがあるか知りたい」「ヤングケアラーへの対応について知りたい」などであり、話を聞いてほしい、知って、認めてもらいたいといったものが多い。
- ・ 初めに電話やメールによる相談を受け、面談してカウンセリング、状況に応じて介護保険や生活保護などの利用できる公的支援に結びつける支援を進めるのだが、初回面談に結びつけるのが非常に難しい。子どもが相談したとしても、親や家族の大人からすれば、家族のプライバシーや隠したい事情が表に出たりすることに大きな抵抗感があることや、家族が助け合うのは当たり前で、他人にとやかく言われたくないということによる。
- ・ 子どもがカウンセリングを受けて、学校へ訪問したりして相談を受ける場合も多く、そこから家庭訪問につながり、ヘルパーの派遣が受けられるように、介護保険につながったりするケースもあるが、もともとケアが必要な人々が公的サービスを受けられるようにつながったのは、件数的にはひと桁である。
- ・ 医療機関には、精神や疾患のある患者にいつも付き添ってくるケアラーな息子や娘がいないか。また、民生児童委員には、訪問したときに、平日なのに自宅にいる子どもがヤングケアラーになっていないかなど、発見したら教えていただけるように周知しているが、一般的にも「ヤングケアラー」への理解が広がっている感じがしている。

### (4) 今後の課題

- ・ 地域の大人も少なくなり、離婚や再婚が当たり前の社会に、1人親世帯や1世帯が2人とか3人家族の中で、誰かが倒れると誰が守れるのか。人口は減ってもヤングケアラーの問題は増加傾向となるだろう。

- ・相談窓口が設定されるまでは、支援の方法はそれぞれであり、バラバラであったが、窓口の担当課が決まったことで、支援の役割が整理され、連携体制がまとめられた。連携を図りながら1人でも多くの支援につなげたい。

### 質疑：

Q： 学校への研修などはどのように取り組んでいるか。

A： ヤングケアラーの支援者研修は、年一回開催しており、学校の管理者の方々には、オンラインで研修に参加してもらうように周知している。

研修会には参加できないけど、オンラインで見ることができる先生はいるので、管理職には必ず見てくださいと教育委員会を通して伝えている。また、研修会に参加できない先生も学校に来れば見られるので、人権研修に近い中で、研修の中にヤングケアラー研修も含めてお願いしている。

Q： 学校で気づいてあげられたとして、発見した場合はどう対処するのが良いか。

A： 場合によって、子どもにとって相談支援窓口が良い時もあれば、学校のカウンセラーやソーシャルワーカーが良い時もあり、周囲や学校には知られたくないという場合には外部での面談の方がいい。

学校で気づいてあげられたとして、気づいたときに子どもさんの気持ちをよく聞くのが1番大事であり、また、見捨てていないよと、声をかけ続けるのが大切だと伝えている。

### 考察：

コストプッシュ型インフレによる物価高騰、社会負担率50%超に国民の格差と貧困率は高まるばかりである。こども家庭庁が設置されたものの、子ども・子育て・家庭を取り巻く環境は悪化する一方である。生活困窮者、生活保護世帯は激増し、子どもの貧困率は6人に1人ともいわれ、相対的貧困の家庭は増加の一途であるにもかかわらず、政策はその場しのぎにもならない付け焼刃的な補助金や、「減税」の名のもとに軽減以上の負担増を押し付けているかにさえ見える政策など、「少子化対策、子ども・子育て」の政策は異次元に飛ばしてしまったかに思える。政府の打ち出す方針や対応に「呆れてものが言えない」と多くの国民がと語っている。

そのようなことから、国民の生活や子どもたちにとって一番身近であり、現場を知っている市町村が、「何とかしなければ」と苦勞して、その対応に予算と知恵をしぼりだしている状況なのだと考える。

さて、子どもたちを取り巻く問題は多岐にわたり、その原因も家庭の経済的問題に起因するものから、学校での友達、人間関係、いじめ、ひきこもりのほか、十人十色、百人百様である。今回の調査項目のヤングケアラー相談窓口は、それぞれの家庭内の事情を、負担に感じていて影響を受けている子どもを支えるため設置されたということで、子どもの抱えるさまざまな問題や悩みのうち「ヤングケアラー」に特化した問題を切り口に、相談を受ける窓口である。

正直なところ、広く多岐にわたる子どもの問題や悩みのうち、ヤングケアラーだけに限定した相談を受けることはいかなものかと、当初、説明を伺うまでは考えていた。しかし、北九州市においては、子どもの相談窓口として、7つの区に「子ども家庭相談センター」、「子ども・若者応援センターYELL」のほか「24時間子ども相談ホットライン」「人権相談」など多数の相談体制ができています。専門部門としてヤングケアラー相談窓口の設置したことにより、「ヤングケアラー」という問題の存在と意識啓発と理解が市内外に広まったといえる。また、対応する部署が決められたことで、この相談窓口が連携支援の中心となり、現在までに決して多くはないものの、悩み苦しんでいるヤングケアラーを救いあげてしっかりと支援に結びつけている。困っている子どもたちを一人でも多く、そして決して見放さない、取りこぼさないという北九州市の姿勢や意気込みが、明らかに感じられる説明であり感動した。

北九州市においては、これからも、支援体制のひな型として、さらに増加する子どもの問題の対応策に邁進されることを願うとともに、時間を割いて説明いただいたことに深く感謝したい。また、本市においても、子どもの問題の対策や支援体制の構築に大いに参考にしていきたい。

以上



▲研修の様子

## 2. 障害者スポーツセンターエリアについて

### (1) 設立の経緯等

#### ①設立の経緯等

現在の場所は、市有地であり、土地信託契約により、民間のスポーツジムとして運営されていたが、20年間の契約が満了するタイミングで、別の場所にあった北九州市障害者スポーツセンター（昭和51年建設）の老朽化による建て替え等のQ：題と重なり、平成24年に、民間のスポーツジムの障がい者スポーツ施設として約5億3,000万円をかけて改修し移転した。

改修にあたっては、市内の障がい者団体やスポーツクラブにヒアリングを行い、障がい者がより快適に利用できるようにバリアフリー化等を行なった。

主なものは次のとおり。

- ・ プール施設のいたるところにスロープを設置し、車椅子利用者や足の不自由な方の利用に配慮した。また、杖置きを設置し、入水直前まで杖をついての移動を可能にした。
- ・ プールサイドから直接利用できる多目的トイレを設置し、着替えが難しい方も水着のまま利用することを可能にした。
- ・ エレベーターを設置し、階段を昇降することなく上下階への移動を可能にした。
- ・ 廊下に、点字ブロックや手すりを設置し、利用者の館内移動を容易にした。
- ・ 階段の両側に、手すりを設置することで、左右いずれかに障がいのある方の移動を容易にした。
- ・ 居室板の表記は、大きな字、漢字にはふりがなを付与して、漢字を読むことができない方、視力の弱い方の視認性を確保した。
- ・ 床に誘導線を引き、辿っていくことで目的地に辿り着けるようにした。
- ・ 各所にパトライトを設置し、緊急時に聴覚障がい者が警報に気づくことができるようにした。
- ・ 体育館の床は、弾力性のある素材タラフレックスとし、スポーツ中の転倒によるケガをしにくくした。
- ・ 車椅子に座りながら利用できるトレーニングマシンを複数機用意した。
- ・ 音や声が明瞭に聞こえるよう音響設備を整え、音や声を頼りに行うスポーツを快適にできるようにした。
- ・ 通常よりも広い「家族更衣室」を設置し、介助が必要な方等が利用しやすい環境を整備した。
- ・ 館内の多くの箇所に、障がいへの理解や障がい者を支えることの必要性を啓蒙するポスターを掲示した。

### (2) 管理運営

北九州市福祉事業団とミズノスポーツサービス株式会社からなる北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体が市から5年間の指定管理委託を受けて行っている。

なお、内部で事業を分担し、障害者スポーツ支援事業を北九州市福祉事業団、一般スポーツクラブ運営事業をミズノスポーツサービス株式会社が行っている。

### (3) 利用対象者等

障がいがある方もない方も全員を対象としており、「共生社会」をキーワードにして、障がいへの理解を深めていく狙いもある施設としている。

利用者数は、開館以来、平成 29 年まで右肩上がりでありピーク時は平成 29 年の約 23 万人。内訳は約 30%が障がい者、約 70%が障がいのない高齢者である。

一時期は、コロナ禍で 7 万人まで落ち込んだが、令和 5 年は 13 万人まで回復している。

### (4) 競技大会等

毎年 11 月に国際車いすバスケットボール大会、全日本車いすバスケットボール大会を開催している。

大会中に、障がいのない方向けにパラスポーツ体験会の開催や、大会運営を市内のバスケットボール部等の協力の下で行うなど、障がいへの理解を深め、共生する社会への取り組みを行っている。

また、水泳や卓球など様々なスポーツ教室を開催しているほか、障がい者スポーツに関する相談事業や、巡回・出張によるスポーツ教室の開催も行っている。

### (5) ボランティアの会

施設の運営に欠かせないのが「北九州市障害者スポーツボランティアの会 (S K E T)」である。120 名を超えるボランティアの会で、障がい者がスポーツを行う際の審判員や競技補助、大会運営等で障がい者スポーツを支える方々が所属している。

この所属者数から、市では障がい者スポーツに対して一定の理解を得られており、ある程度の共生ができていると考えている。

### (6) 効果

①単に障がい者向けのスポーツ施設というだけでなく、多種のスポーツ教室を開催して利用を促進している点、更にスポーツ教室を S K E T の方々がサポートする仕組みを構築していることで、令和 5 年は 13 万人が利用した。

また、所属選手のパラリンピック大会水泳競技への出場が決まっており、一流アスリートから健康づくりで利用する方まで、幅広い方々がスポーツを楽しむことができる施設・運営体制となっている。

②障がいがある方とない方が共に共通のスポーツで触れ合える環境となっており、目指すべき共生社会の一つの形ができている。

### (7) 課題

①コロナ禍で減少した利用者数を回復させること。ピークは 23 万人 (平成 29 年)、令和 5 年は 13 万人。

②障がいへの更なる理解促進と共生社会の拡大。

## 質疑：

Q： 障がい者向けのスポーツ施設を作ること考えた最初の経緯は。

A： 定かではないが、北九州労災病院や車いすバスケットボール団体が障がい者向けのスポーツを昭和 40 年代から行っていて、徐々にその機運が高まり、当時、国策であった勤労障がい者スポーツセンター設立の話を受けたことが最初の経緯と記憶している。

Q： 障がい者への利用促進の周知方法は。

A： 基本的には市の広報、ホームページで行っている。他には、障がい者施設にこちらから出向いて行う「巡回指導」の際や、障がい者施設へ案内書を郵送することにより周知に努めている。

Q： 多種目、幅広い年齢の方を対象としたスポーツ教室を開催しているが、障がいの種類や程度が人により様々な中、具体的にどのように開催しているのか。

A： 一種目の教室に、どのような障がいの方が来てもスポーツに親しんでもらえるよう、障がいの種類や程度毎にパラスポーツ指導員講習を受講したボランティアを配置して、場合によってはマンツーマンによる対応をしている。

Q： ボランティアの所属人数の多さから、市民の障がい者スポーツへの理解の進捗をどのように捉えているか。

A： パラスポーツ指導員講習を受講したボランティアだけでなく、未受講者も参加しながら理解を深めてもらっていること、近隣の大学とも連携して、授業の実習としても当施設を活用してもらっており、一定の理解は得られているものと感じている。

Q： 利用料は。

A： 障がい者は市内外を問わず、障がい者手帳を持っていれば無料で利用でき、一般の方は有料で利用できる。

Q： 施設の維持管理費用と市からの措置は。

A： 市から指定管理委託を受けており、毎年約 2 億 2,600 万円の予算で運営している。なお、建物が築 34 年程度経過しており、今年度・来年度の空調関係の補修工事で 8,000 万円程度かかる予定である。

他にも補修工事を度々行っており、今後、外壁や室内プールの補修に多額の費用がかかる予定である。

## 考察：

本市において、今回視察した「アレアス」のような施設を作成することは、その機運がまだ高まっていないこと、予算面等から現段階では難しいと考えるが、障がい者向けのスポーツ教室は、本市の現状の施設を利用して実施可能だと考える。

何より、スポーツ教室や大会をサポートする「北九州市障害者スポーツボランティアの会（SKET）」の存在が、障がい者スポーツを単に競技するだけでなく、障がいがある方とない方が共に共通のスポーツで触れ合える環境を作っていることに着目したい。

昭和 40 年代から、長い年月をかけて障がい者スポーツ活動を行い、障がいへの理解促進を行ってきたからこそ、実現している形態だと感じた。

これは、文部科学省が掲げる「共生社会」（＝障がいの有無、男性・女性、高齢者・若年者など、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会）の形成に向けた取り組みであると言える。

また、本市においても、名取市第六次長期総合計画にある生涯スポーツの振興を推進するにあたり、大いに参考になるものである。今後、本市の共生社会形成に向けて、提案、尽力していきたい。

末筆ではあるが、業務多忙の中、ご対応くださいました北九州市の皆さまに感謝申し上げます。

以上

# 管外行政視察報告書

報告者：長南 良彦  
阿部 正義

調査項目：認知症ライフサポートワーカー養成研修事業について

日時：令和6年7月4日（水） 午前10時から正午

場所：福岡市役所

市の概要：面積：343.47 km<sup>2</sup>

人口：1,653,767 人（令和6年6月1日現在）

福岡市は博多湾に面し、古来から博多（はかた）として認識されており、山と海に囲まれ、大陸方面への玄関口として利用されてきた。

明治22年（1889年）4月1日、福岡市、市制施行。

昭和47年（1972年）4月1日、政令指定都市移行。

人口増加数・人口増加率ともに政令指定都市の中で首位（2020年国勢調査）。

福岡都市圏では、行政、経済などの高次都市機能の集積や公共交通機関の整備により、社会生活圏は拡大し、産業振興や観光交流など、一帯の発展につながっている。

空港・港湾などの国際交通拠点機能の強化による航空路線、航路の充実により、アジアを中心に、多くの人・モノが海外と往来しており、今後一層、九州・アジアのゲートウェイとしての役割を果たすことが期待されている。

## 調査内容：

認知症ライフサポートワーカー養成について

- （1）実施に至る経緯について
- （2）具体的内容について
- （3）実施による効果について
- （4）今後の課題について

## 【説明者】

福岡市福祉局ユマニチュード推進部認知症支援課 課長 矢野 邦弘 氏  
認知症支援係長 松村 むつみ 氏

## （1）「福岡市の認知症施策」について

- ① 福岡市の現状 2023（令和5）年7月1日時点
- |           |       |           |        |
|-----------|-------|-----------|--------|
| ・65歳以上人口  | 約35万人 | （高齢化率     | 22.2%） |
| ・10～20代人口 | 約35万人 | （10～20代割合 | 22.1%） |

## 【将来人口推計】

- ・福岡市は、2040年をピークに、年間1万人程度の人口増加の見込み  
→ 人口増は65歳以上が中心

## 【 課題 】

福岡市は、2040年には認知症高齢者人口は現在から3万人増（約1.8倍増）になる推計であるが、発想を変えて、いかに高齢者に活躍していただく社会にできるかを考えていくことが重要として取り組みを進めている。

## ② 福岡市の取り組み

[ 認知症フレンドリーシティ・プロジェクト ] 2018（平成30）年2月発表  
認知症の人も活躍するまちを産学官民「オール福岡」で目指す  
「認知症になっても 住み慣れた地域で 安心して 自分らしく 暮らせるまち」

### i) コミュニケーション・ケア技法

#### 【 コマニチュード とは 】

「あなたのことを大切に思っています」と伝えるための基本技術

・様々なニーズ、レベルに応じた講座を展開

→ 現在は約260講座 およそ11,000人が受講

### ii) 認知症の人にもやさしいデザイン

現在52の公共・民間施設に、コントラストをはっきり付け、視認性を高め、分かりやすいデザインの環境を整えている。



## 1. 企業との協働

### ・Nextミーティング、オレンジパートナーズ

認知症当事者と産学官民が一緒に開催している勉強会

認知症の方に使っていただきやすい商品・サービスを一緒に考えていく取組

### ・活躍の場

認知症の人と企業等をつなぎ、認知症の人が活躍することを支援

### ・製品サービス開発

高齢者認知症の方の目線から開発、企業にとってもメリットと考える

## 2. 本人ミーティング

認知症と診断された本人や物忘れでお悩みの方、ご家族が、日々の暮らしや出来事等、思いを自由に語り合う場

## 3. 認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座 【今回視察の重点項目】

- ・「認知症サポーター（認知症の人や家族を支援）」・・・138,000人
- ・「キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）」・・・1,185人
- ・「認知症ライフサポートワーカー（地域へ働きかけの人材）」・・・57人

## 4. 見守りネットワーク事業

行方不明になった認知症の人を早期発見・保護するため、また、介護者の負担を軽減するため、警察や地域などの協力をもとに実施。

## 5. 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

家族の介護負担軽減のため支援員が訪問し、認知症高齢者の見守りや話し相手、介護家族の相談を行う。

## 6. いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）

健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援。

## 7. 福岡市認知症フレンドリーセンター 令和5年9月設置

市民や企業に最新の知見・技術等の提供、取組を国内外へ発信する拠点



## (2) 「福岡市 認知症ライフサポートワーカー（LSW）」について

### ①福岡市の「認知症ライフサポートワーカー（LSW）」とは

認知症の人の望む暮らしを実現できるよう当事者に寄り添い、思いを共感的理解を示すことで

“ 当事者の声を代弁し、

当事者の想いをかなえるための環境改善、地域へ働きかけを行う ”

人材として、平成30年から養成を開始。

## ②受講対象者

1. 福岡市内に在住または勤務しており、原則として  
認知症介護に関する専門的知識・技術の経験が5年以上ある有資格者
2. 認知症キャラバン・メイト養成研修修了者  
または今年度受講予定の者
3. 介護保険施設等に従事する職員であれば法人代表者等の推薦する者

## ③経緯

- ・地域には、キャラバン・メイトとして地域で認知症に関する啓発を実施している人材がいるが、さらに、認知症の人の望む暮らしを実現できるよう、当事者の想いをかなえるという環境改善、地域への働きかけ、認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの実施への協力ができる人材が必要であった。
- ・現場においては、先駆的に認知症の人の望みをかなえるための活動をしている人材が存在しており、同様の人材をさらに養成することで、同様の取り組みが広がることを期待し、LSWとして養成することとした。

## ④現状（人数・職種）

- 人数 : 57名（令和6年6月時点）  
職種 : 介護福祉士、介護支援専門員、看護師、社会福祉士、作業療法士 等  
所属 : 居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム、デイサービス、病院、  
小規模多機能型居宅介護 等

## ⑤具体的活動

- ・地域における認知症当事者の伴奏支援  
（基本的に決まった活動事項や報告義務は設けていない）
- ・認知症カフェ、本人ミーティングの立ち上げ  
（当事者の話から、地域に持ち返って課題を活かす取組を進める）
- ・地域での認知症サポーター養成講座の実施
- ・認知症高齢者声かけ訓練の企画、運営（地域との協働）
- ・職場において本人視点の支援の実践、地域活動の参加
- ・認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの事業への協力 等

## ⑥効果

- ・積極的な取組を実施するLSW同士のつながり  
（良い取組の共有、ブラッシュアップが図れる）
- ・先進的な取組の横展開
- ・認知症フレンドリーシティ・プロジェクトへの協力
- ・新規認知症カフェの立ち上げ、運営の協力
- ・本人ミーティングの立ち上げ
- ・行政とLSWが共同した認知症の人にもやさしいまちづくりの取組推進 等

## ⑦活動事例

全国認知症サポーターキャラバンで「優秀賞」を受賞（福岡市東区）

- ・認知症の人にもやさしいまちづくりの取組事例
- ・「情報発信」と「声かけ訓練」

## ⑧課題

- ・活動の情報共有、LSW同士の認知  
（各自の取組についての報告義務はなく、LSW同士でも相互の活動が把握できていない）
- ・広報の方法  
（地域でLSWの役割が知られていない。各自の活動できる範囲が異なるため、一律での広報が難しい）

## 質疑：

Q： ユマニチュードの語源は。

A： 「ユマニスム」＋「エチュード」の造語

ユマニスム：「ヒューマニズム」のフランス語。

エチュード：フランス語で「練習、勉強」という意味

Q： ①認知症サポーター（認知症の人や家族を支援）

②キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）

③認知症ライフサポートワーカー（地域へ働きかけの人材）の具体的な活動の違いは。

A： ①認知症サポーター養成講座（1回60分～120分）を受講した方。

認知症の理解をし、知識を有して地域で支援する方。

②キャラバン・メイトは、①認知症サポーターの「講師」になりたい方

5～6時間の1日研修を受け、認知症や地域の課題を学ぶ。

主に、介護事業者、認知症介護に詳しい方が資格を取る。

地域の働きかけを積極的にしたい方、実践している方。

③LSWは、年10回（1日5時間×10）の講座を受講。

より当事者視点、地域の課題を行政と連携して働きかけをしていく人材。

Q： LSWと包括的な産学官民、また、専門等への連携について、今後どのように進めていくのか、現状の考えを伺う。

A： 現在は、事業所ネットワークの中でも、多くが各地域で行っている。

その中でも、地域活動を強く推進していくのがLSWであり、その方々を中心に地域で必要な働きかけや、様々な企画を進めてもらう。

LSWが地域の働きかけ連携の核になってもらいたい。

Q： 地域包括支援センターとLSWの役割の違いは。

A： 連携して進めている。

地域包括支援センターと自治会、地域の介護事業者等が、地域の社会資源としての役割として一緒に共同して動いている。

Q： 商品開発は企業協働との説明であったが、大学や地域も含めないのか。

- A： 理解をしてくれるL S Wや事業所に協力の声かけはさせていただく。
- Q： 活動の情報共有、L S W同士の認知が広がれば、さらに活動が進むとを感じるが、情報共有していない考えを伺う。
- A： 現状、L S Wは自主的活動であり、活動内容も明確化されているわけではなく、全て報告をお願いすると、過度な負担が出てしまう。  
L S W養成講座の中に現状の取組を伝えるなど、可能な限り共有している。
- Q： L S Wから他の取組について情報共有をお願いされることはあるのか。
- A： 特に要望されることはない現状。  
様々な機会に、それぞれのL S Wから情報を得ている。
- Q： 声かけ訓練時のトラブル回避対策は。
- A： 不快にならない配慮をするよう、事前に確認してから訓練している。
- Q： 年間どのくらいの予算か。
- A： 認知症施策の予算は、福岡市全体で1億数千万ほど。
- Q： 福岡市東区の情報発信はどのような方法か。
- A： 市のホームページにL S Wの動画を載せている。  
動画作成、イラストなどは大学生が協力して制作してくれている。
- Q： SNSの種類は。
- A： 動画であれば福岡市のホームページの中に動画チャンネルを設けている。
- Q： 声かけ訓練時、警察との連携はあるのか。
- A： 地域での自治会の中で違いはあり、全てを把握してはいない。

### 考察：

福岡市は2040年までは人口増加傾向にあるとの説明を受けた。

これから高齢化率が高くなっていく事を見据え、早い段階で高齢者、特に認知症の方への施策を進めている現状を知る良い機会となった。

包括的な支援体制を行うにあたっては、やはり専門資格の人材確保が課題となっている事と、役割や取組を明確にする課題があると感じた。

今後、高齢者支援、認知症高齢者支援を進めていく本市においては、他自治体の取り組む事業を参考にするとともに、どこまでも当事者目線で住みやすいまちづくりを図る必要があると感じた。

市民の皆様が本市に住んでいる中で、地域社会で活躍できる環境づくりを目指したい。

福岡市の皆様には、取組の丁寧な説明をいただいた。

誠にありがとうございました。



▲研修の様子 1



▲研修の様子 2



▲福岡市役所ロビーにて